二二	五四二トン
二三	七、八一六トン
二四	三六トン
二五	〇トン
二六	七、六六八トン
二七	一七、九二〇トン
二八	一二トン
二九	八四一トン

○財務省告示第百十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号の規定に基づき、平成二十三年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　七万四千三百三十九トン

ロ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十五万二千四百五十六トン

ハ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十三万六百四十二トン

二　冷凍牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十三年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　七万九千七百五十八トン

ロ　平成二十三年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十七万八千百八十九トン

ハ　平成二十三年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十七万二千二百六十六トン

○財務省告示第百二十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号及び第二項の規定に基づき、平成二十三年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量並びに平成二十四年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量とする。

イ　平成二十三年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　二十二万三千四百四十四トン

ロ　平成二十三年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　四十二万千五百五十四トン

ハ　平成二十三年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　六十二万五千九百九トン

二　平成二十四年度における輸入基準数量　七十四万五千七トン

○財務省告示第百二十一号

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十八条の三第四項の規定に基づき、歳入徴収官事務規程第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件（平成十五年財務省告示第百五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳

「児童手当及び子ども手当勘定」を「子どものための金銭の給付勘定」に、「第二十条第一項第一号」を「第二十条第一項第一号（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号。以下「一部改正法」という。）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項第一号並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法第二十条第一項の規定により同項第一号に掲げる者から徴収する拠出金を含む。）」を削り、第四号中「並びに」を「の規定により適用する一部改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二条第一項並びに」に、「適用する場合」を「適用する一部改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二条第一項」に改める。

○厚生労働省告示第二百九十四号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、受給資格に係る離職の日が平成二十四年四月一日前である受給資格者に係るこの告示による改正前の雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の適用については、なお従前の例によることができる。

平成二十四年三月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域

北海道の区域（札幌公共職業安定所の管轄区域を除く。）

青森県の区域

岩手県の区域（水沢公共職業安定所及び北上公共職業安定所の管轄区域を除く。）

宮城県の区域（仙台公共職業安定所及び築館公共職業安定所の管轄区域を除く。）

秋田県の区域（大館公共職業安定所の管轄区域を除く。）

山形県の区域